

2023年8月1日

被保険者・被扶養者の皆様へ

ジェイティ健康保険組合

## 被扶養者資格の確認(検認)ご協力のお願い

日頃より、ジェイティ健康保険組合(以下「ジェイティ健保」という)の運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

ジェイティ健保では、皆様の大切な保険料を公正に運用すべく、健康保険法第3条第7項および同法施行規則第50条に基づき、現在認定している被扶養者について、その資格確認を実施します。詳細は以下のとおりです。

### 対象者

2023年8月1日現在在籍し、同年4月1日現在、満18歳以上の被扶養者を有する被保険者

※以下該当の被扶養者は検認対象外とし、「健康保険被扶養者確認調書」には記載されません。

- (ア) 2023年4月1日時点で満18歳未満の被扶養者
- (イ) 2023年1月1日以降に認定(当健保の資格取得)となった被扶養者
- (ウ) 2023年12月1日までに後期高齢者医療制度に該当する被扶養者
- (エ) 前年(2022年/令和4年)の「所得証明書」の総収入が110万円以下\*の被扶養者

\*自治体とのシステム連携により収入確認が可能な場合のみ検認の対象から除外します。収入確認ができない場合は、検認の対象とします。

### 提出書類

- 「健康保険被扶養者確認調書」(以下「確認調書」という)
- 添付書類 ※本パンフレット3頁「2添付書類について」参照

### 提出先・提出期限

事業主(所属の会社)の定めた方法に従う

### 注意事項

- 検認では「個人番号」(以下「マイナンバー」という)は不要です。今回の検認においてご提出いただく添付書類は、「マイナンバー」の記載のないものをご用意ください。「マイナンバー」が記載された書類の交付を受けた場合は、「マイナンバー」部分を復元できない程度にマスキングしたものを提出してください。
- 検認審査の結果、以下に該当する方は、2023年12月1日で被扶養者資格を喪失します。
  - ・ジェイティ健保が被扶養者資格を満たしていないことを確認した方
  - ・確認調書および必要な添付書類を期限までに提出されなかった方
- 検認資格審査に当たっては、これまで同様、一部を外部委託致します。但し、皆様へのお問い合わせ等はすべてジェイティ健保が実施いたします。(委託業者から皆様へのお問い合わせ等は一切行いません。)
- 検認のために知り得た「個人情報」は、資格審査の目的以外で使用することは一切ございません。個人情報のジェイティ健保の取り扱い、取り組みに関してはジェイティ健保ホームページ(<http://www.jtkenpo.jp/>)「個人情報保護への取り組みについて」にて詳細をご確認ください。
- 用語説明
  - ・保 険 者:ジェイティ健保のこと
  - ・被扶養者:従業員の子供、孫、配偶者、親、兄弟姉妹、同居の親類、同居の親類の扶養に入っているご家族
  - ・被保険者:従業員ご本人のこと
  - ・後期高齢者医療制度:75歳以上からの医療制度

問い合わせ先

ジェイティ健康保険組合 適用担当 平日(土日祝日除く) 9:00~17:40  
TEL:03-6636-2002 FAX:03-3438-0412